平成26年9月19日

阪神高速道路㈱発注工事における社会保険等未加入対策

【背景･目的】
○建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
○社会保険等※1に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築

平成26年10月1日以降に入札公告を行う工事において
○社会保険等に未加入※2 でないことを競争参加資格条件に追加します　＜入札公告等に記載＞
○下請負業者（一次）について社会保険等に未加入者との契約を原則禁止※3 します　＜契約書に記載＞

① 競争参加資格確認申請書で*社会保険等加入状況を確認*

② 社会保険等に未加入の下請負業者（一次）との契約を*原則禁止*

③ 上記②の不履行に対する*競争参加停止等の措置を実施*

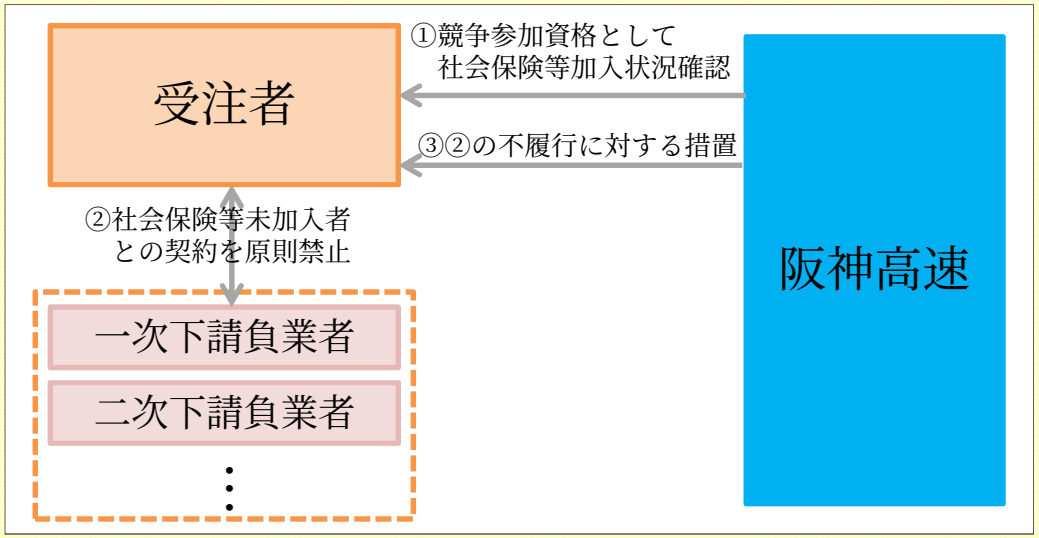

○平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる者を社会保険等未加入でない建設業者に限定します。

※1 「社会保険等」とは健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。
※2 当該届出の義務がない者は除きます。
※3 特別な事情を有すると認めた場合は、一定期間を設定し、期間内に加入することを条件に契約を認めます。

【問い合わせ先：阪神高速道路株式会社　技術部技術管理課・経理部契約課　TEL：06-6252-8121】
阪神高速道路株式会社